

青色申告をおすすめします!!

その1 青色申告はどんなもの?

ご商売や不動産貸付などをおこなう人は

帳簿に取引を記録して

決算書を作成して確定申告書と一緒に提出すれば

青色申告の3つの大きな特典

※この3つの特典を受けるには一定の条件があります。

青色申告特別控除	青色事業専従者給与	純損失の繰越し
商売の儲けから最高65万円（あるいは最高10万円）を差し引くことができます	事業主さんと一緒に働く配偶者や家族にお給料を払うことができます	商売で損をしたら次の年から3年間の儲けから差し引くことができます

その2 青色申告するには?

まず、税務署に青色申告承認申請書を提出

次に、帳簿のつけ方と決算書の作り方の確認

すべて所沢青色申告会がお手伝いします!!

個人事業者をしっかりサポート

 青 色 申 告 会

2020年、青色申告会は
結成70周年を迎えます

〒359-1111
所沢市緑町3-16-7
新所沢コミュニティセンター 2階

所沢青色申告会

☎ 04-2928-8651

Fax 04-2928-9811

とってもお得な青色申告
節税効果はどれくらい？



青色申告の特典を活用すると、白色申告で申告・納税する場合より**所得税を大きく節税**することができます。さらに、**個人住民税（市県民税）**や**社会保険料の負担額も大きく軽減**されます。

【青色申告の節税効果の例】

白色申告の場合と青色申告特別控除 65 万円適用の場合を比べると、所得税は 3 万 6,700 円が 3,500 円へ 3 万 3,200 円の節税です。個人住民税や社会保険料を含めると、その差は 21 万 3,000 円の負担軽減です。

